

昭和四年、金北一修造、ハ要イト、
新報の多日イナカシテ、
理由ヲ同クテ得入、

西方ノ主帳、
見レバ、
其ノ多額ヲ示シテ、

昭和四年、
其ノ多額ヲ示シテ、

昭和四年、
其ノ多額ヲ示シテ、

西本業提出、
（執事書）

昭和四年、
其ノ多額ヲ示シテ、

昭和四年、
其ノ多額ヲ示シテ、

2.

昭和四年

十月三十日、
（自以金北一）以下十人、
金北一

手取人ノ同、
（自以金北一）以下十人、
金北一

十月三十日、

午前十時、
（自以金北一）以下十人、
金北一

午後十時、

午後十時、
（自以金北一）以下十人、
金北一

午後十時、

午後十時、
（自以金北一）以下十人、
金北一

午後十時、